

橋本市告示第 80 号

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱(令和2年橋本市告示第104号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨) 第1条 この告示は、<u>橋本市農業振興条例施行規則(令和2年橋本市規則第38号。以下「農業振興条例規則」という。)</u>に基づく橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、<u>農業振興条例規則及び橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この告示において<u>使用する用語の意義は、農業振興条例規則で使用する用語の例による。</u></p> | <p>(目的) 第1条 この告示は、<u>インターネットにおけるオンラインショッピングモールを活用した農産物等の販売に要する経費の一部を補助するため、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金(以下「補助金」という。)</u>を当該事業者に交付することについて、<u>橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、<u>農業関係者の所得向上及び市で栽培された農産物等の販路拡大を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この告示において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>農産物等</u> 市内事業者が自ら生産した農産物及びこれを自ら加工したもの(委託により加工したものを含む。)で、商品として販売できるものをいう。</p> <p>(2) <u>市内事業者</u> 市内に住所を有する個人であって橋本市農地台帳に登録された者若しくは市外に農地を有する者(当該農地が所在する市区町村の農業委員会等が発行する耕作証明書等によりその旨が確認できる者に限る。)又は市内に登録された本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。</p> <p>(3) <u>オンラインショッピングモール</u> インターネットで商品等を販売しようとする者(以下「出店者」という。)からの依頼により当該商品等の情報をウェブページに掲載し、商品等を購入しようとする者(以下「利用者」という。)が広く閲覧できる状態に置くとともに、利用者からの当該商品等の購入の申込みを出店者に伝送すること等の方法により、商品等をオンラインで販売するための便宜を複数の出店者に対して提供し、出店者から手数料等を得ることをその主たる内容とする。</p> |

とする事業のために運営されるウェブサイトをいう。

(4) 印刷物 農産物等の販売促進やリピーター獲得に繋がるチラシ等で、市内事業者が市内の印刷事業者に発注して納品を受けるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 農産物等を自ら生産する市内事業者であること。

(2) 市税その他市に対する債務の滞納がないこと。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、オンラインショッピングモール(市長が別に定めるものに限る。以下同じ。)を活用した農産物等の販売に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

(1) オンラインショッピングモールを活用した農産物等の販売に係る手数料等(市長が別に定めるものに限る。以下同じ。)であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 第8条第1項の規定による受理の決定がされた日からその日の属する年度の1月末日までの間にされた取引により生じたものであること。

イ 販売に係る農産物等の品目、取引日時及び手数料等の額が証拠書類等によって確認できること。

(2) 前号の販売に関する農産物等に係る印刷物の作製(同号アの期間内にされたものに限る。)に係る印刷費等(撮影、デザイン等の費用を含む。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額(当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲

第3条・第4条 略

(補助金の交付の申請)

第5条 第4条第2項の規定による申込みの受理の決定の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当該決定の日の属する年度の2月末日までに、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類(第4号及び第5号の書類については、印刷物を作製した場合に限る。)を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2)～(7) 略

2 略

(補助金の交付の決定)

第6条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、規則第9条第1項の規定による補助金の請求及び規則第11条の規定による実績報告は、第

げる経費の区分に応じて当該各号に定める額を、当該経費の区分ごとの上限額とする。

(1) 前条第1号に掲げる経費 50万円

(2) 前条第2号に掲げる経費 10万円

第7条・第8条 略

(補助対象事業の実施内容の変更)

第9条 第7条の規定による申込みをした者は、当該申込みの内容を変更しようとするときは、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金対象事業実施内容変更届(様式第4号)を市長に提出し、当該変更について届出をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査した上でその受理又は不受理を決定し、その旨を橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金対象事業実施変更届受理(不受理)通知書(様式第5号)により当該届出を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 第8条第2項の規定による申込みの受理の決定の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当該決定の日の属する年度の2月末日までに、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第6号)に次に掲げる書類(第4号及び第5号の書類については、印刷物を作製した場合に限る。)を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第7号)

(2)～(7) 略

2 略

(補助金の交付の決定)

第11条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、規則第9条第1項の規定による補助金の請求及び規則第11条の規定による実績報告

| | |
|--|---|
| <p>5条の規定による申請をもってされたものとみなし、規則第12条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもってしたものとみなす。 (補助金の交付決定の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。 (返還)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助事業者に対し、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金返還通知書(様式第8号)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p> | <p>は、<u>第10条</u>第1項の規定による申請をもってされたものとみなし、規則第12条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもってしたものとみなす。 (補助金の交付決定の取消し)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。 (返還)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助事業者に対し、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金返還通知書(様式第10号)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p> |
|--|---|

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) 橋本市 _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金対象事業実施申込書

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて 年度事業の実施の申込みをします。

記

| | |
|------------------------|--|
| 活用するオンラインショッピングモール | |
| 販売予定農産物等 | |
| 印刷予定部数 (印刷物を作製する場合) | 部 |
| 関係書類 | 1. 誓約書兼同意書(様式第 2 号) 2. その他市長が必要と認める書類 |

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) 橋本市 _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

誓約書兼同意書

私は、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金対象事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に事業を行うこと。
3. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務がないこと。
4. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
5. 私は、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日
号

様

橋本市長

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金

対象事業実施申込受理(不受理)通知書

年 月 日付け申込について、下記のとおり受理(不受理)したので、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|--------------------|-------|
| 申込受理年月日 | 年 月 日 |
| 申込受理番号 | 第 号 |
| 活用するオンラインショッピングモール | |
| 不受理の理由 | |

様式第 4 号及び様式第 5 号を削り、様式第 6 号から様式第 10 号までを次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) 橋本市 _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

連絡先 _____

(発行責任者) _____ 連絡先

(担当者) _____ 連絡先

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金について交付を受けたいので、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

| | |
|--------|--|
| 申込受理番号 | 第 号 |
| 交付申請額 | 円 |
| 関係書類 | (1)実績報告書(様式第 5 号) (2)市税の完納証明書 (3)販売した農産物等の品目、取引日時及び手数料等の金額が確認できる書類 (4)作製した印刷物の作製部数、印刷費等が確認できる領収書の写し等 (5)作製した印刷物 1 部 (6)振込先の通帳の写し (7)その他市長が必要と認める書類 |

振込先口座

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 区分 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

実績報告書

| | |
|---|--|
| 氏 名 | |
| 活用したオンラインショッピングモール及び手数料等 | |
| オンラインショッピングモール名 _____ 利 用 年 月 日 _____ 月 日 ~ _____ 月 日 販 売 農 産 物 名 _____ 売 上 _____ 販 売 手 数 料 _____ 円 | |
| オンラインショッピングモール名 _____ 利 用 年 月 日 _____ 月 日 ~ _____ 月 日 販 売 農 産 物 名 _____ 売 上 _____ 販 売 手 数 料 _____ 円 | |
| オンラインショッピングモール名 _____ 利 用 年 月 日 _____ 月 日 ~ _____ 月 日 販 売 農 産 物 名 _____ 売 上 _____ 販 売 手 数 料 _____ 円 | |
| 印刷物に係る経費等 | |
| 印刷事業者の名称 _____ 印刷事業者の所在地 橋本市 _____ 納 品 部 数 _____ 部 印 刷 費 _____ 円 | |

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

橋本市長

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金
交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金について、下記のとおり交付することに（下記の理由により不交付と）決定したので、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

| | |
|---------------|-------|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| 指 令 番 号 | 第 号 |
| 交 付 条 件 | |
| 不 交 付 決 定 理 由 | |

様式第7号(第8条関係)

第 年 月 号

様

橋本市長

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、橋本市農産物等
インターネット販売促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定を
取り消したので通知します。

記

| | |
|-----------------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 交 付 決 定 額 取 消 額 | 円 |
| 取 消 理 由 | |

様式第 8 号(第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

橋本市長

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金返還通知書

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり補助金の返還を請求します。

| | | | |
|-----------------|-------|---------|-----|
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 | 指 令 番 号 | 第 号 |
| 補 助 金 交 付 決 定 額 | 円 | | |
| 補 助 金 返 還 額 | 円 | | |
| 返 還 理 由 | | | |
| 返 還 期 日 | 年 月 日 | | |
| 返 還 方 法 | | | |

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。